

京都市消防局訓令乙第12号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服装規程の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市消防局長 森澤正一

第4条に見出しとして「(服装の着用基準)」を付し、同条第1項ただし書を削る。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(服装の着用期間)

第5条 第3条第1項に規定する服装に必要な制服等の着用期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、局長は、状況により着用期間を変更することがある。

- (1) 春・秋期 4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日まで
- (2) 夏期 6月1日から9月30日まで
- (3) 冬期 12月1日から翌年3月31日まで

別表第1作業服の項中「作業服」を「活動服」に、「一般作業服装」を「消防服装」に、「救助作業服装」を「救助服装」に、「救急作業服装」を「救急服装」に改める。

別表第2から別表第4までを次のように改める。

別表第2（第4条関係）

制服及び活動服

品目	区分	制服				活動服		
		正装		常装		消防服装	救助服装	救急服装
		春・ 秋期	夏 期	春・ 秋期	夏 期			
帽	合 冬 帽	○		○				
	夏 帽		○		○			
	救 助 帽						△	
	救 急 帽							△
	保 安 帽			△	△	△	△	△
	活 動 帽			▲	▲	○	▲	▲
	救 助 活 動 帽						○	
	救 急 活 動 帽							○
衣服等	合 冬 服	○		○				
	夏 長そで服		○			○		
	半そで服							
	活 動 服					○		
	救 助 活 動 服						○	
	救 急 活 動 服							○
	襟 章	○		○				
	階 級 章	○	○	○	○	○	○	○
	消防長章（局長のみ）	○	○					
	ネ ク タ イ	○		○				
	ワイシャツ又はブラウス	○		○				
	防 寒 衣 コート型			●		●	●	●
	防 寒 衣 ジャンパー型					●	●	●
	雨 衣			●	●	●	●	●
靴	短 靴	○	○	○	○	○	△	△
	活 動 靴			△	△		○	△
	ゴ ム 長 靴			△	△	△	△	△
	救 急 靴							○
付 属 品	帽 雨 覆 い			●	●			
	腕 章			●	●	●	●	●
	手 常用 手袋	○		●				
	袋 作業 手袋			●	●	●	●	●
	かばん（女性のみ）	○	○	●	●			

備考 1 ○印は、原則として着用すべき品目を、△印は、業務の内容により○印に替えて着用できる品目を、●印は、業務の内容、気候及び天候により必要に応じて着用する品目を、▲印は、局長が別に定める場合に限り着用することができる品目を示す。

2 衣服（女性の制服の合冬服及び防寒衣（ジャンパー型）を除く。）には、バンドを含むものとする。

3 活動服、救助活動服及び救急活動服には、活動用下衣を含むものとする。

別表第3（第4条関係）

災害現場服

品 目	区 分		消防隊服装		救助隊服装		救急隊 服 装
	A	B	A	B	A	B	
帽	防 火 帽	○	△	○	△		
	救 助 帽				○		
	救 急 帽					○	
	保 安 帽		○				
衣服等	防 火 衣	○	●	○	●		
	救 急 衣					○	
	活 動 服	○	○				
	救 助 活 動 服			○	○		
	救 急 活 動 服					○	
	階 級 章	○	○	○	○	○	
	防寒衣（ジャンパー型）		●		●	●	
	雨 衣		●		●	●	
靴	防 火 靴	○	△	○	△		
	活 動 靴		○		○	△	
	ゴ ム 長 靴		△			△	
	救 急 靴					○	
作 業 手 袋		○	○	○	○	●	

- 備考 1 ○印は、原則として着用すべき品目を、△印は、災害の種別により○印に替えて着用できる品目を、●印は、気候及び天候により必要に応じて着用する品目を示す。
- 2 消防隊には、警防司令隊、指揮隊及び特別装備隊を含むものとする。
- 3 Aとは、火災防御活動（林野火災防御活動を除く。）に従事する場合の服装をいう。
- 4 Bとは、林野火災防御活動又は火災以外の災害現場活動に従事する場合の服装をいう。
- 5 衣服（救急衣及び防寒衣（ジャンパー型）を除く。）には、バンドを含むものとする。
- 6 活動服、救助活動服及び救急活動服には、活動用下衣を含むものとする。
- 7 消防隊服装で災害現場活動に従事する場合、運転員については保安帽及び活動靴又はゴム長靴を着用することができる。
- 8 救助隊服装で災害現場活動に従事する場合、運転員については救助帽及び活動靴を着用することができる。

別表第4（第4条関係）

その他の服

品目		区分	航空隊服装	音楽隊服装			整備作業服装
				春秋期	夏期	冬期	
航空隊被服類	飛行帽	○					
	飛行服	○					
	階級章	○					
	防寒服	●					
	飛行靴	○					
音楽隊被服類	帽子		○				
	冬帽				○		
	夏帽			○			
	合服		○				
	冬服				○		
	夏服			○			
	ネクタイ	合服用	○				
	冬服用				○		
	演奏靴		○	○	○		
整備関係被服類	整備作業帽					○	
	活動帽					△	
	整備作業服					○	
	活動服					△	
	整備作業靴					○	

備考 1 ○印は、原則として着用すべき品目を、△印は、業務の内容により○印に替えて着用できる品目を、●印は、気候により必要に応じて着用する品目を示す。

2 衣服（防寒服を除く。）には、バンドを含むものとする。

3 航空隊被服類及び整備関係被服類には、活動用下衣を含むものとする。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)